

【訪問看護】
重要事項説明書 兼 サービス契約書
(医療保険・介護保険)

ご利用者氏名

様

事業所施設名 ひより訪問看護ステーション

重要事項説明書

サービスの種類	訪問看護（医療保険・介護保険）
---------	-----------------

利用者に対する訪問看護サービスの提供開始にあたり、厚生労働省令第37号第8条に基づいて、契約を締結する前に事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明させていただきます。

第1条（会社の概要）

事業者	株式会社裕生堂
所在地	福岡県福岡市中央区赤坂1丁目11番13号 赤坂塚田ビル4F
連絡先	092-720-5111
FAX	092-720-5155
代表取締役	塚田 真二郎

第2条（事業所の名称等）

事業所	ひより訪問看護ステーション
所在地	福岡県福岡市西区姪の浜3-5-8 グリーンリーフ姪浜1階
連絡先	092-894-5121
管理者名	岩室 沙弥香
サービス種類	訪問看護
指定年月日（更新）	R8 年 6 月 1 日 更新： 年 月 日
ステーションコード	119,280,5
介護保険指定番号	4061192805
通常実施地域 （区域外はご相談下さい）	福岡市 西区・早良区・城南区・中央区・博多区、糸島市

第3条（事業の目的・方針）

株式会社ライフネスが開設する ひより訪問看護ステーション（以下「当事業所」という。）の介護保険法および健康保険法における指定訪問看護サービス（以下「サービス」とします。）は、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができることを目的とし、目標を設定して、その療養生活の支援・診療上の補助をし、心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持または向上を目指すことを計画的に行うこととします。

第4条（営業日及び営業時間）

	月～金曜日（祝日含む）	土曜日	日曜日	その他休業日
営業時間 （窓口対応時間）	8:30 ～ 17:30	同左	同左	12/29 ～ 1/3
サービス提供時間 （オンコールを含む）	0:00 ～ 24:00	同左	同左	～

第5条（事業所の職員体制等）

1. 職員体制

	資格	常勤	非常勤	計	備考（兼任の有無等）
管理者	保健師または看護師	1人	0人	1人	
サービス従業者	看護師・保健師・准看護師	6人	0人	6人	うち常勤1名は管理者兼務
	理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	2人	0人	2人	
事務職員	-	1人	0人	1人	

2. 職務内容

① 管理者（保健師または看護師）

管理者は、原則として保健師または看護師資格を有し、訪問看護を行うために必要な知識及び技能を有する者であり、従業者の管理、サービス提供において生じる事象を適時かつ適切に把握しながら指定訪問看護等の利用の申込みに係る調整、主治医との連携・調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

また、法令等に規定されている事業の実施に関して遵守すべき事項についての指揮命令を行うものとする。

② 看護職員（看護師・保健師・准看護師）

サービスの提供にあたります。また、准看護師を除く保健師・看護師が介護保険法および健康保険法に定められた訪問看護計画書（以下「訪問看護計画書等」とします。）および訪問看護報告書（以下「訪問看護報告書等」とします。）を作成します。

③ 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士（以下「理学療法士等」とします。）

サービス（在宅におけるリハビリテーション）の提供にあたります。

④ 事務職員

必要な事務を行う。

3. その他

サービスの質の向上を図るため、職員に対し、定期的に研修の機会を設けるものとします。

第6条（サービス内容）

1. 当事業所は、介護保険法に定める居宅サービス計画・介護予防サービス計画（以下「居宅サービス計画等」という。）に基づいたサービスまたは老人保健法・健康保険法等の医療保険関係法令が定めるサービスを、制度に従い該当する保険を適用して、訪問看護計画書等の内容に沿って提供します。

2. サービスの提供方法は次のとおりとします。

① 訪問看護の利用希望者がかかりつけの医師に申し込み、医師が交付した訪問看護の指示書に基づいて、当事業所は訪問看護計画書等を作成し、訪問看護を実施します。

② 利用希望者または家族、利用希望者を担当する居宅介護支援事業者・介護予防支援事業者（以下「居宅介護支援事業者等」という。）から当事業所に直接申し込みがあった場合は、当事業所から主治医に指示書の交付を依頼します。

③ 利用者に主治医がいない場合は、当事業所から地区医師会または地域高齢者担当に主治医の選定を依頼します。

3. 対象者によって受けられる保険は次のとおりとなり、要件に従い各保険を適用します。

(1) 介護保険

① 病状が安定期にあり、サービスが必要であると主治医が認めた要介護者または要支援者

(2) 医療保険

① 40歳未満の者

② 40歳以上65歳未満の要介護認定を受けることができる16特定疾患以外の者

③ 40歳以上の16特定疾患または65歳以上であって要介護者・要支援者でない者

④ 要介護者等であっても末期の悪性腫瘍患者、神経難病等(厚生労働大臣が定める疾病等)の者

⑤ 要介護者等であっても特別訪問看護指示書が交付された場合

4. サービスの内容は次のとおりとします。

(1) 病状・障害の観察

(2) 清拭・洗髪等による清潔の保持

(3) 療養上（食事及び排泄等）の世話

(4) 褥瘡(じよくそう)の予防、処置

(5) リハビリテーション（※）

(6) 認知症患者の看護

(7) 療養生活や介護方法の指導

(8) カテーテル等の管理

(9) ターミナルケア

(10) その他医師の指示による医療処置

（※）理学療法士等が看護職員の代わりに訪問し、看護業務の一環としてリハビリテーション中心としたサービスを実施するものを含みます。

5. 後述「サービス利用料金の説明」に記載の介護保険適用・医療保険適用・保険適用外（保険適用サービスに併用して利用者の希望によ

り提供した場合)のサービスを対象としているため、利用者がそれら以外のサービスを希望する場合には、別途契約が必要となります。

第7条(サービス利用料金について)

1. サービス利用料金は、介護保険法令に定める介護報酬および医療保険の診療報酬に準拠した金額、その他にかかる費用となります。
2. 介護報酬は、利用者がサービスを利用して受けられる保険給付(介護給付と予防給付とがあります。)と介護報酬から保険給付額を引いた利用者負担金となります。
3. 診療報酬は、利用者がサービスを利用して受けられる医療保険給付と診療報酬から医療保険給付額を引いた利用者負担金となります。
4. サービス利用料金の詳細については、別紙「サービス利用料金の説明」のとおりとします。
5. 事業所が利用者から費用の支払いを受けたときは、利用者又はその家族に対し、費用の計算の基礎となった項目ごとに記載した領収書兼明細書を無償で交付するものとする。ただし、費用の負担の全額が公費により行われる場合は除く。

第8条(キャンセルについて)

1. 利用者がサービスの利用を中止する際には、すみやかに第2条で定める連絡先までご連絡ください。
2. 利用者の都合でサービスを中止する場合には、できるだけサービス利用の前日の営業時間(窓口対応時間)内までにご連絡ください。
それ以降のキャンセルはキャンセル料を申し受ける場合があります。
(利用者の容態の急変など緊急時の場合、またはやむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要です。)
3. キャンセル料については、後述「サービス利用料金の説明」のとおりとします。
4. キャンセル料は、当月分の利用者負担金の支払いにあわせてお支払いいただきます。

第9条(お支払い方法について)

1. 当事業所は、1ヶ月ごとに利用者負担金およびその他の費用を請求し、利用者は原則として当事業所の指定する期日に口座引き落としの方法により支払うものとします。
2. 請求方法は、口座振替とさせていただきます。

第10条(連携について)

当事業所は、事業の実施に際し、居宅介護支援事業者(必要と判断される場合は、主治医、保健・医療・福祉サービス提供者を含む)と連携し、必要な情報を提供することとします。

第11条(訪問看護計画書等および訪問看護報告書等について)

1. 当事業所は、利用者のご希望、主治医の指示および心身の状況等を踏まえて、療養上の目標および当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問看護計画書等を作成するものとします。なお、既に居宅サービス計画等が作成されている場合には、当該計画の内容に基づいて訪問看護計画書等を作成するものとします。
2. 当事業所は、訪問看護計画書等の作成にあたって、その内容について利用者またはそのご家族に対して説明し、その同意を頂くとともに、作成した訪問看護計画書等は、これを利用者に交付するものとします。
3. 当事業所は、サービスの提供を訪問看護計画書等に沿って計画的に行うものとします。
4. 当事業所は、訪問日に提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書等を作成するものとします。
5. 当事業所は、主治医に訪問看護計画書等および訪問看護報告書等を提出し、サービスの提供にあたって、主治医との密接な連携を図るものとします。
6. 当事業所は、利用者の要望等により訪問看護計画書等の変更または中止の必要がある場合には、状況調査等を踏まえ協議し、医師または居宅介護支援事業者等の助言および指導等に基づいて、訪問看護計画書等を変更または中止をするものとします。
7. 理学療法士等がサービスを提供している利用者については、利用者の状況や実施したサービスの情報を看護職員と理学療法士等が共有するとともに、保健師・看護師と理学療法士等が連携して訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成し、サービスの利用開始時や利用者の状態の変化等に合わせた定期的な保健師・看護師の訪問により、利用者の状態について適切に評価を行います。

第12条(サービス提供の記録について)

1. 当事業所はサービスを提供した際には、あらかじめ定めたサービス提供記録書の書面に、提供したサービスの内容および各種体制加算状況等必要事項を記入し、利用者の確認を受けることとします。
2. 当事業所は、サービス提供記録書および訪問看護計画書等、訪問看護報告書等、主治医指示書等の記録については、サービス完結の日から5年間はこれを適切に保存し、利用者の求めにより開示し、その写しを交付します。

第13条（連絡先の確認について）

1. 当事業所は、サービスを提供するにあたり、利用者の連絡先および連絡相談の窓口となられる家族の方の連絡先を確認させていただきます。
2. 当事業所は、サービスの提供にあたって、緊急時の連絡先として主治医を確認するなど、医師および医療機関等への連絡体制の確保に努めるものとします。

第14条（受給資格等の確認について）

サービス開始時および更新等の必要時、被保険者証等の確認をさせていただきます。（オンライン資格確認対応を含む）

第15条（虐待防止のための措置について）

1. 当事業所は、利用者の尊厳を守るという基本的な考えのもと、虐待は決して行いません。
利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を原則として行いません。当事業所は、利用者の人格を尊重する視点に立ってサービスに努め、また虐待の防止に必要な措置を講じるとともに、虐待を受けている恐れがある場合は、ただちに防止策を講じ区市町村へ報告します。
2. 当事業所が身体拘束を緊急やむを得ず実施する場合は、次の3つの要件を満たした時とし、実施した場合はすみやかに身体拘束を解除できるように努めるとともに適切に記録します。
 - ① 切迫性：利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い。
 - ② 非代替性（ひだいたいせい）：身体拘束等を行う以外に代替する方法がない。
 - ③ 一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものである。
3. 当事業所は、虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ります。
4. 当事業所は、虐待の防止のための指針を整備するとともに、利用者の権利の擁護、サービスの適正化に向けた定期的な職員研修等を実施するものとします。
5. 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	株式会社裕生堂
	統括本部 井上由貴子
	T E L : 092-720-5111
	受付日・受付時間：月～金曜日 9:00～18:00

第16条（緊急時・事故発生時の対応について）

1. 緊急時および事故発生時には、人命救助を最優先とし、速やかな現場対応と連携・連絡を行います。その場合、利用者の状態に応じ、救急救命対応や主治医への連絡等必要な措置を講じます。
2. サービス提供により事故が発生した場合は、当該利用者の家族や区市町村、当該利用者に係わる主治医および居宅介護支援事業者等の医療・福祉・介護・行政機関に必要な応じた報告と連絡を行うとともに、その原因を解明し再発防止策を講じます。事故の状況および事故に際してとった処置の記録については、完結してから2年間保存します。また、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。ただし、自らの責めに帰すべき事由によらない場合(自然骨折等)には、この限りではありません。
3. 緊急時の連絡先および対応可能時間は、第2条に定める事業所の電話番号および第4条に定める営業時間（窓口対応時間）となります。

第17条（秘密保持について）

1. 業務上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密および個人情報を、利用者または第三者の生命、身体等の危険防止の為など正当な理由がある場合を除いて契約期間中および契約終了後、また職員については退職後も第三者に漏らすことはありません。
2. あらかじめ文書により利用者およびその家族の同意を得た場合は、前項の規定にかかわらず居宅介護支援事業者等との連絡調整その他必要な範囲内で、同意した者の個人情報を利用できるものとします。

第18条（相談窓口および苦情対応窓口について）

1. サービスに関する相談、苦情および要望等（以下、「苦情等」とします。）については、下記の窓口にて対応致します。苦情等については、真摯に受け止め、誠意を持って問題の解決に臨み、常に居宅サービス事業者としてサービスの質の向上に努めるものとします。対応内容およびその記録については、完結してから2年間保存します。
2. 苦情対応の基本手順
 - ①苦情の受付、②相談責任者への報告、③状況の確認、④苦情解決に向けた対応の実施、⑤再発防止および改善の措置、⑥苦情申立者への改善状況の確認
3. 相談・苦情窓口
 - ① 事業所の苦情等の窓口につきましては、下記のとおりとなります。
 - ② 利用者相談窓口および公的機関による苦情相談受付窓口につきましても、下記のとおりとなります。

【相談に関する事業所窓口】個人情報保護に関するお問い合わせも以下の窓口をご利用下さい。

事業所	ひより訪問看護ステーション
所在地	福岡県福岡市西区姪の浜3-5-8 グリーンリーフ姪浜1階
連絡先	TEL：092-894-5121 FAX：092-894-5122
相談担当者	岩室 沙弥香（管理者）
受付時間	8:30～17:30（第4条）

【苦情に関する事業所窓口】

事業所	ひより訪問看護ステーション
所在地	福岡県福岡市西区姪の浜3-5-8 グリーンリーフ姪浜1階
連絡先	TEL：092-894-5121 FAX：092-894-5122
相談担当者	小津和 はずき
受付時間	8:30～17:30（第4条）

【苦情・相談に関する公的機関による窓口】

1.	介護保険	福岡県国民健康保険団体連合会
	所在地	福岡市博多区吉塚本町13番47号
	連絡先	TEL：092-642-7859 FAX：092-642-7856
	相談窓口	事業部介護保険課（介護サービス相談窓口）
	受付時間	8:45～17:00（平日）
2.	医療保険	博多区役所（保健所）
	連絡先	TEL：092-419-1090 FAX：092-441-0057
	相談窓口	健康課（医療安全相談窓口）
	受付時間	午前9時30分～午前11時30分 午後1時～午後4時（平日）
3.	医療保険	中央区役所（保健所）
	連絡先	TEL：092-419-1090 FAX：092-441-0058
	相談窓口	健康課（医療安全相談窓口）
	受付時間	午前9時30分～午前11時30分 午後1時～午後4時（平日）
4.	医療保険	城南区役所（保健所）
	連絡先	TEL：092-831-4208 FAX：092-822-5844
	相談窓口	健康課（医療安全相談窓口）
	受付時間	午前9時30分～午前11時30分 午後1時～午後4時（平日）
5.	医療保険	早良区役所（保健所）
	連絡先	TEL：092-851-6567 FAX：092-822-5733
	相談窓口	健康課（医療安全相談窓口）
	受付時間	午前9時30分～午前11時30分 午後1時～午後4時（平日）
6.	医療保険	西区役所（保健所）
	連絡先	TEL：092-895-7072 FAX：092-891-9894
	相談窓口	健康課（医療安全相談窓口）
	受付時間	午前9時30分～午前11時30分 午後1時～午後4時（平日）
7.	医療保険	糸島保健福祉事務所
	連絡先	TEL：092-322-5186
	相談窓口	総務企画課企画指導係（医療安全相談窓口）
	受付時間	午前8時30分～午後17時15分（平日）

8.	介 護 保 険	博多区役所
	連 絡 先	T E L : 092-419-1081
	相 談 窓 口	福祉・介護保険課
9.	介 護 保 険	中央区役所
	連 絡 先	T E L : 092-718-1102
	相 談 窓 口	福祉・介護保険課
10	介 護 保 険	城南区役所
	連 絡 先	T E L : 092-833-4105
	連 絡 先	T E L : 092-833-4355
	相 談 窓 口	福祉・介護保険課
12	介 護 保 険	西区役所
	連 絡 先	T E L : 092-895-7066
	相 談 窓 口	福祉・介護保険課
13	介 護 保 険	糸島市役所
	連 絡 先	T E L : 092-332-2070
	相 談 窓 口	介護・高齢者支援課

第19条（不当要求防止について）

不当行為要求に対しサービス開始時及び利用中において、反社会的勢力の背景があると判断した場合、いかなる要件に関わらずご利用を拒否させて頂き、以下の内容につき本契約を解除することができます。

- ① 利用者が暴力団等またはその関係者、その他反社会的勢力であると判明した場合
- ② 強迫的な言動をし、または暴力を用いた時、もしくは風説を流布し、偽計を用い当事業所の業務を妨害したとき、その他これらに類する行為を行った場合
- ③ 従事者その他の関係者に対し、暴力的要求行為を行い、合理的範囲を超える負担を要求した場合

不当要求防止に関する 責任者	株式会社裕生堂 統括本部 井上由貴子 T E L : 092-720-5111 受付日・受付時間：月～金曜日 9:00～18:00
法令遵守責任者	株式会社裕生堂 統括本部 青木良太 T E L : 092-720-5111 受付日・受付時間：月～金曜日 9:00～18:00

附則

この規程は、 令和 8 年 6 月 1 日 より施行する。

【サービス利用料金の説明】

【１】サービス利用料金に関する事項

- (１) サービス利用料金は、介護保険適用、医療保険適用、保険適用外に分かれています。
- (２) 介護保険サービスに対する利用者負担金は居宅介護支援事業者等が作成する利用者の「サービス利用票」および「サービス利用票別表」によるものとします。
- (３) 介護保険および医療保険において、公費等で利用者負担金に調整が必要な場合は、公費その他の減額措置における給付率、負担率等を確認し、所定の利用者負担金を、算出後、利用者に提示します。
- (４) 本契約の有効期間中、介護保険法および健康保険法その他関係法令または診療報酬の改正により、サービス利用料金の改定が必要となった場合には、改定後の金額を適用するものとします。この場合、事業所は、法令改正後速やかに利用者に対し、改定の施行時期および改定後の金額を通知し同意を得ます。
- (５) 介護報酬の一部が制度上の支給限度額を超える場合には、超えた部分は全額自己負担となります（その際には、居宅サービス計画等を作成する際に説明の上、利用者の同意を得ることになります）。
- (６) 介護保険サービスに対する利用者負担金は、居宅サービス計画書等を作成しない場合など「償還払い」となる場合には、一旦利用者が介護報酬を支払い、その後区市町村に対して保険給付分を請求することになります。
- (７) 利用者が介護保険料の支払いを滞納している場合、介護保険法により保険給付の支払方法変更（償還払い）等の給付制限が生じることがあります。保険給付の制限を受けた場合（介護保険被保険者証の給付制限欄に「支払方法の変更」等の記載があった場合）、一旦利用者が介護報酬を支払い、その後区市町村に対して保険給付分を請求することとなります。詳細については居宅介護支援事業者等または担当者からご説明します。
- (８) 職員等がお客様宅を訪問する際にかかる交通費については、原則無料となります。
一部地域の船代、実施地域外では交通費・駐車場料金等が発生する場合がございます。
医療保険での訪問は、交通費は通常発生致します。駐車場料金等も同様となります。
- (９) 保険適用外のサービスは、保険適用サービスに併用して利用者の希望により提供したサービスを指します。その内容は、下記「【４】サービス利用料金について（保険適用外）について」に規定するとおりです。

【２】サービス利用料金について（介護保険適用）

- （１）介護報酬は、サービスや内容、加算ごとに決められた単位数で、利用されたサービスの合計に地域単価を乗じた金額となります。
- （２）利用者負担金は、介護報酬から保険給付分を控除した金額とし、利用者の介護保険負担割合証に記載の負担割合に応じた金額をお支払いいただきます。
- （３）キャンセル料は、原則かかりません。
- 予定されたサービス利用を中止される場合は、前日の営業時間までにご連絡下さい。
- （４）利用時間は、原則２０分以上１時間３０分未満とします。ただし、（８）③長時間訪問看護加算に該当する場合を除きます。
- （５）通常の時間帯（午前８時～午後６時）以外の時間帯でサービスを行う場合、次の通り割増されます。

早朝(午前６時～午前８時)、夜間(午後６時～午後１０時)	+ ２５％
深夜(午後１０時～午前６時)	+ ５０％

- （６）介護報酬は、介護保険法令に定める地域区分ごとの１単位の単価が異なります。当事業所の地域区分と地域単価は、５級地 １０．７０円となります。
- （７）介護報酬および利用者負担金の単価は下記のとおりとなります。

表１ 介護保険適用（基本部分）

A. 保健師・看護師がサービスを行った場合

【介護給付】

所要時間	単位数	介護報酬	利用者負担		
			１割	２割	３割
20分未満(注１)	314 単位	3359 円	336 円	672 円	1008 円
30分未満	471 単位	5039 円	504 円	1008 円	1512 円
30分以上1時間未満	823 単位	8806 円	881 円	1762 円	2642 円
1時間以上1時間30分未満	1,128 単位	12069 円	1207 円	2414 円	3621 円

【予防給付】

所要時間	単位数	介護報酬	利用者負担		
			１割	２割	３割
20分未満(注１)	303 単位	3242 円	325 円	649 円	973 円
30分未満	451 単位	4825 円	483 円	965 円	1448 円
30分以上1時間未満	794 単位	8495 円	850 円	1699 円	2549 円
1時間以上1時間30分未満	1,090 単位	11663 円	1167 円	2333 円	3499 円

注１）２０分未満のサービスは、緊急時訪問看護加算の届出をしている事業所であって、別に２０分以上のサービスが週１回以上計画されている場合に適用となります。

注２）担当の看護職員が准看護師の場合は、そのサービス料金は上記Aの金額の９０％となります。

B. 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士がサービスを行った場合

項目	単位数	介護報酬	利用者負担		
			１割	２割	３割
【介護給付】１回につき	294 単位	3145 円	315 円	629 円	944 円
【予防給付】１回につき	284 単位	3038 円	304 円	608 円	912 円

注３）理学療法士等が行うサービスは、４０分以上で２回分、６０分以上で３回分の算定となります。また、１日に合計３回分以上算定する場合、該当日のサービス料金は全ての回数分が、介護給付は上記Bの９０％、予防給付は上記Bの５０％となります。また、週６回を限度として算定します。

注４）予防給付については、理学療法士等によるサービス（予防給付）を利用開始した月から１２か月を超えて同様のサービスを行う場合は、１回につき５単位減算となります。

注５）当事業所が別に厚生労働大臣が定める施設基準（前年４月から該当年の３月までの期間の理学療法士等による訪問回数が看護職員による訪問回数を超えている場合）に該当する指定訪問看護事業所については１回につき８単位の減算となります。

注５）表A、Bの金額は、１回あたりの料金の目安です。実際の利用者負担金は、ご利用された単位数を合計してから算出するので、表の金額の合計とは一致しない場合があります。

C. 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して訪問看護を行った場合

項目	単位数	介護報酬	利用者負担		
			1割	2割	3割
一月あたり	2961 単位	31682 円	3169 円	6337 円	9505 円

注6) 担当の看護職員が准看護師の場合は、そのサービス料金は上記Cの金額の98%となります。

注7) 要介護5の利用者に訪問看護を行う場合は、上記Cの所定単位数に1月あたり800単位加算されます。

注8) 利用者が医療保険の訪問看護を利用する場合は、上記Cの所定単位数から1日あたり97単位減算します。

※上記表1A・B・Cの所定単位数について、2021年9月30日までの間は、新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、所定単位数の0.1%を上乗せした単位数を算定します。

(8) 加算については、下記のとおりとなります。

当事業所で算定している加算については、表2の該当欄に○のついている項目になります。

表2 加算

該当	加算項目		単位数	介護報酬	利用者負担		
					1割	2割	3割
○	①複数名訪問加算(Ⅰ)	30分未満	254 単位	2717 円	272 円	544 円	816 円
○		30分以上	402 単位	4301 円	431 円	861 円	1291 円
○	②複数名訪問加算(Ⅱ)	30分未満	201 単位	2150 円	215 円	430 円	645 円
○		30分以上	317 単位	3391 円	340 円	679 円	1018 円
○	③長時間訪問看護加算		300 単位	3210 円	321 円	642 円	963 円
○	④緊急時訪問看護加算(Ⅰ)		600 単位	6420 円	642 円	1284 円	1926 円
	⑤緊急時訪問看護加算(Ⅱ)		574 単位	6141 円	615 円	1229 円	1843 円
○	⑥特別管理加算(Ⅰ)		500 単位	5350 円	535 円	1070 円	1605 円
○	⑦特別管理加算(Ⅱ)		250 単位	2675 円	268 円	535 円	803 円
○	⑧ターミナルケア加算【介護給付】		2500 単位	26750 円	2675 円	5350 円	8025 円
○	⑨初回加算(Ⅰ)		350 単位	3745 円	375 円	749 円	1124 円
○	⑩初回加算(Ⅱ)		300 単位	3210 円	321 円	642 円	963 円
○	⑪退院時共同指導加算		600 単位	6420 円	642 円	1284 円	1926 円
○	⑫看護・介護職員連携強化加算		250 単位	2675 円	268 円	535 円	803 円
	⑬看護体制強化加算(Ⅰ)		550 単位	5885 円	589 円	1177 円	1766 円
	⑭看護体制強化加算(Ⅱ)		200 単位	2140 円	214 円	428 円	642 円
	⑮看護体制強化加算【予防給付】		100 単位	1070 円	107 円	214 円	321 円
	⑯サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	通常の訪問看護	6 単位	64 円	7 円	13 円	20 円
		定期巡回随時対応サービス事業所との連携	50 単位	535 円	54 円	107 円	161 円
	⑰サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	通常の訪問看護	3 単位	32 円	4 円	7 円	10 円
		定期巡回随時対応サービス事業所との連携	25 単位	267 円	27 円	54 円	81 円
	⑱専門管理加算		250 単位	2675 円	268 円	535 円	803 円
	⑲遠隔死亡診断補助加算		150 単位	1605 円	161 円	321 円	482 円
	⑳口腔連携強化加算		50 単位	535 円	54 円	107 円	161 円
○	㉑介護職員等処遇改善加算		介護給付費(その他の加算を含む)の総単位数に「1.8%」を乗じた単位数を算定				

①複数名訪問加算(Ⅰ)は、同時に複数の看護師等が1人の利用者に対してサービスが必要であり、利用者又はその家族等の同意を得ている場合には、その所要時間に応じた単位数を加算します。

②複数名訪問加算(Ⅱ)は、看護師等が看護補助者と同時に複数の看護師等が1人の利用者に対してサービスが必要であり、利用者又はその家族等の同意を得ている場合には、その所要時間に応じた単位数を加算します。

③長時間訪問看護加算は、下記⑤⑥特別管理加算の加算を算定している利用者に対し、上記(4)の規定にかかわらず、1時間30分以上のサービスが必要な場合に加算します。

- ④緊急時訪問看護加算(Ⅰ)は、当事業所が下記の要件を満たした場合に、利用者の同意を頂いた上で一月につき加算します。なお、1月以内の2回目以降の緊急時訪問については、早朝・夜間、深夜に係る加算を算定します。
- (1)利用者・家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にある
- (2)緊急時訪問における看護業務の負担の軽減に資する十分な業務管理等の体制の整備が行われている
- ⑤緊急時訪問看護加算(Ⅱ)は、緊急時訪問看護加算(Ⅰ)の(1)に該当した場合に、利用者の同意を頂いた上で一月につき加算します。時間外の加算については(Ⅰ)と同様です。
- ⑥特別管理加算(Ⅰ)は、下記〈厚生労働大臣が定める状態〉の(イ)に該当する状態にある利用者に対して計画的な管理を行った場合に加算します。
- ⑦特別管理加算(Ⅱ)は、下記〈厚生労働大臣が定める状態〉の(ロ)から(ホ)に該当する状態にある利用者に対して計画的な管理を行った場合に加算します。
- (イ)在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態。
- (ロ)在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態。
- (ハ)人工肛門または人工膀胱を設置している状態。
- (ニ)真皮を越える褥瘡の状態。
- (ホ)点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態。
- ⑧ターミナルケア加算は、当事業所が利用者またはご家族に対して、24時間連絡体制及び必要に応じ訪問できる体制を整備している場合であって、体制の届出を行っている場合に、主治医との連携の下に、ターミナルケアに係る計画・支援体制について訪問看護計画を作成し、利用者及びご家族に対して説明し同意を頂いた上で、利用者がお亡くなりになられた日及び前14日以内に2日以上（利用者が末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるものに対しては1日以上）ターミナルケアを行った場合に加算します。
- ⑨初回加算(Ⅰ)は、新規に訪問看護計画を作成した利用者に対して、病院、診療所等又は介護保険施設から退院又は退所した日に当事業所の看護師が初回の訪問看護を行った場合は、一月につき加算します。
- ⑩初回加算(Ⅱ)は、新規に訪問看護計画を作成した利用者に対して、病院、診療所等又は介護保険施設から退院又は退所した日の翌日以降に当事業所の看護師が初回の訪問看護を行った場合は、一月につき加算します。(初回加算(Ⅰ)を算定している場合は算定できません。)
- ⑪退院時共同指導加算は、病院等に入院中または入所中の利用者が退院、退所する利用者に対して、看護師等（准看護師除く）が病院等の主治医・その他従業員と共同し在宅での療養上必要な指導を行い、退院・退所後に訪問看護を行った場合に加算します。
- ⑫看護・介護職員連携強化加算は、事業所が、喀痰吸引等サービスを行うための登録をしている指定訪問介護事業所と連携し、当該事業所の利用者に対し喀痰吸引等を実施する事を支援した場合に加算します。
- ⑬看護体制強化加算(Ⅰ)は、当事業所が下記の要件を満たし、都道府県に届出を行った場合に、利用者・その家族へ説明し、同意を頂いた上で一月につき加算します。
- a) 前6か月間の利用者数のうち、緊急時訪問看護加算を算定した利用者の占める割合が50%以上
- b) 前6か月間の利用者数のうち、特別管理加算を算定した利用者の占める割合が20%以上
- c) 前12か月間の利用者のうちターミナルケア加算を算定した利用者が5名以上
- d) 従業者の総数のうち、看護職員の占める割合が60%以上（2023年4月1日より適用）
- ⑭看護体制強化加算(Ⅱ)は、上記⑬のa)b)d)の要件を満たし、c)が1名以上であり、都道府県に届出を行った場合に、利用者・その家族へ説明し、同意を頂いた上で一月につき加算します。
- ⑮看護体制強化加算【予防給付】は、上記⑬のa)b)d)の要件を満たした場合に、利用者・その家族へ説明し、同意を頂いた上で一月につき加算します。
- ⑯⑰サービス提供体制強化加算は、当事業所が全従業者に対し健康診断等を定期的の実施し、個別に研修計画を作成し、研修を実施し、利用者情報や留意事項の伝達または従業者の技術指導を目的とした会議を定期的に開催し、下記の算定区分に応じた要件を満たす場合に加算します。
- (Ⅰ)：従業者の総数のうち、勤続年数7年以上の職員の占める割合が30%以上
- (Ⅱ)：従業者の総数のうち、勤続年数3年以上の職員の占める割合が30%以上
- ⑱専門管理加算は、当事業所が別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出を行い、緩和ケア、褥瘡ケア若しくは人工肛門ケア及び人口膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師又は特定行為研修を修了した看護師が、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に一月につき加算します。
- ⑲遠隔死亡診断補助加算は、情報通信機器を用いた在宅での看取りに係る研修を受けた看護師が、死亡診断加算を算定する利用者についてその主治医の指示に基づき、情報通信機器を用いて医師の死亡診断の補助を行った場合に死亡月につき加算します。
- ※ただし、別に厚生労働大臣が定める地域に居住する利用者に限られます。

㊹口腔連携強化加算は、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を頂いた上で、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果の情報提供を行った場合、一月につき加算します。

㊺介護職員等処遇改善加算は、当事業所が別に厚生労働大臣が定める基準（介護職員等の賃金の改善、資質の向上及び職場環境の改善等に関する基準）に適合しているものとして都道府県知事に届け出を行い、介護職員等の処遇改善に係る取り組みを計画的に実施している場合に、一月につき指定訪問看護の総単位数（基本報酬に各種加算・減算を加えた単位数）に〔 1.8 〕%を乗じた単位数を加算します。

- （ 9 ）当事業所が、厚生労働大臣が定める地域に所在する場合、特別地域訪問看護加算として、 1 5 %の割合を介護報酬に割増料金として加算するものとします。
- （ 1 0 ）当事業所が、厚生労働大臣が定める地域の中山間地域等に所在し、厚生労働大臣が定める施設基準に該当する場合、中山間地域等における小規模事業所加算として、 1 0 %の割合を介護報酬に加算します。
- （ 1 1 ）当事業所が、厚生労働大臣が定める地域の中山間地域等に居住している利用者に、通常の実施地域を越えてサービス提供した場合、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算として、 5 %の割合を介護報酬に加算します。
- （ 1 2 ）当事業所の所在建物と同一敷地内もしくは隣接敷地内の建物に居住する利用者又は当事業所における一月あたりの利用者が 2 0 人以上居住する建物の利用者に対しサービスを行った場合は、所定単位数の 9 0 %を算定し、同様に利用者が 5 0 人以上居住する同一敷地内建物等の場合は、所定単位数の 8 5 %を算定します。

【3】サービス利用料金について（医療保険適用）

医療保険の指定訪問看護の費用の額は、訪問看護基本療養費および訪問看護管理療養費の額に、訪問看護ベースアップ評価料、訪問看護物価対応料、訪問看護情報提供療養費および訪問看護ターミナルケア療養費の額を加えた額となります。また、特別訪問看護指示書の指示が出た場合を除き、介護保険による給付を受けられる場合は算定できません。なお、利用者負担金（表3参照）は、医療保険の診療報酬の基準に基づいたサービス利用料金から利用者ごとの医療保険給付額を控除した金額となります。

表3 医療保険適用（利用者負担金）

★は、利用者の同意により加算の対象となります。

【 1 ） 訪 問 看 護 【 基 本 療 養 費 】							
自己負担割合（受給者証に記載）				1 割	2 割	3 割	
（Ⅰ） 在宅	保健師,助産師,看護師	週3日目まで		555円	1,110円	1,665円	
		週4日目以降		655円	1,310円	1,965円	
	理学療法士等		555円	1,110円	1,665円		
（Ⅱ） 同一建物	保健師,助産師,看護師	同一日に2人		週3日目 まで	555円	1,110円	1,665円
		同一日に3人以上9人以下			278円	556円	834円
		同一日に10人以上19人以下		月20日目 まで	276円	552円	828円
		同一日に20人以上49人以下			271円	542円	813円
		同一日に50人以上			261円	522円	783円
		同一日に2人		週4日目 以降	655円	1,310円	1,965円
		同一日に3人以上9人以下			328円	656円	984円
		同一日に10人以上19人以下		月21日目 以降	266円	532円	798円
		同一日に20人以上49人以下			261円	522円	783円
		同一日に50人以上			251円	502円	753円
	理学療法士等	同一日に2人		月20日目 まで	555円	1,110円	1,665円
		同一日に3人以上9人以下			278円	556円	834円
		同一日に10人以上19人以下			276円	552円	828円
		同一日に20人以上49人以下			271円	542円	813円
		同一日に50人以上			261円	522円	783円
		同一日に10人以上19人以下		月21日目 以降	266円	532円	798円
		同一日に20人以上49人以下			261円	522円	783円
		同一日に50人以上			251円	502円	753円
（Ⅰ・Ⅱ） ハ	悪性腫瘍に対する緩和ケア、真皮を超える褥瘡に対する褥瘡ケア、人工肛門ケア、人工膀胱ケア（専門）／月1回限度			1,285円	2,570円	3,855円	
Ⅲ	入院中の一時外泊			850円	1,700円	2,550円	
【 2 ） 訪 問 看 護 【 管 理 療 養 費 】							
自己負担割合（受給者証に記載）				1 割	2 割	3 割	
①月の初日の訪問の場合				771円	1,542円	2,313円	
②月の2日目以降の訪問の場合	イ 単一建物居住利用者が20人未満			301円	602円	903円	
	ロ 単一建物居住利用者が20人以上50人未満	(1) 月15日目まで		251円	502円	753円	
		(2) 月16日目以降24日目まで		231円	462円	693円	
		(3) 月25日目以降		221円	442円	663円	
	ハ 単一建物居住利用者が50人以上	(1) 月15日目まで		241円	482円	723円	
		(2) 月16日目以降24日目まで		221円	442円	663円	
(3) 月25日目以降		201円	402円	603円			

〔 3 〕 【加算】						
自己負担割合（受給者証に記載）				1 割	2 割	3 割
①難病等複数回 訪問加算/日	1日に2回の場合	同一建物内1人又は2人		450円	900円	1,350円
		同一建物内3人以上9人以下		400円	800円	1,200円
		同一建物内10人以上19人以下		370円	740円	1,110円
		同一建物内20人以上49人以下		350円	700円	1,050円
		同一日に50人以上		330円	660円	990円
	1日に3回の場合	同一建物内1人又は2人		800円	1,600円	2,400円
		同一建物内3人以上9人以下	月20日目 まで	720円	1,440円	2,160円
		同一建物内10人以上19人以下		630円	1,260円	1,890円
		同一建物内20人以上49人以下		480円	960円	1,440円
		同一日に50人以上		410円	820円	1,230円
		同一建物内3人以上9人以下	月21日目 以降	690円	1,380円	2,070円
		同一建物内10人以上19人以下		520円	1,040円	1,560円
		同一建物内20人以上49人以下		350円	700円	1,050円
同一日に50人以上	300円	600円		900円		
②夜間・早朝訪問看護加算/日	同一建物内1人又は2人		210円	420円	630円	
	同一建物内3人以上9人以下	月15日目 まで	210円	420円	630円	
	同一建物内10人以上19人以下		180円	360円	540円	
	同一建物内20人以上49人以下		120円	240円	360円	
	同一日に50人以上		100円	200円	300円	
	同一建物内3人以上9人以下	月16日目 以降	190円	380円	570円	
	同一建物内10人以上19人以下		130円	260円	390円	
	同一建物内20人以上49人以下		95円	190円	285円	
	同一日に50人以上		80円	160円	240円	
③深夜訪問看護加算/日	同一建物内1人又は2人		420円	840円	1,260円	
	同一建物内3人以上9人以下	月15日目 まで	420円	840円	1,260円	
	同一建物内10人以上19人以下		390円	780円	1,170円	
	同一建物内20人以上49人以下		210円	420円	630円	
	同一日に50人以上		180円	360円	540円	
	同一建物内3人以上9人以下	月16日目 以降	400円	800円	1,200円	
	同一建物内10人以上19人以下		230円	460円	690円	
	同一建物内20人以上49人以下		150円	300円	450円	
	同一日に50人以上		130円	260円	390円	
④複数名訪問看護加算 ★ /日	看護師等 （別に厚生労働 大臣が定める 状態の場合）	同一建物内1人又は2人	週1回 1日1回	450円	900円	1,350円
		同一建物内3人以上9人以下		400円	800円	1,200円
		同一建物内10人以上19人以下		340円	680円	1,020円
		同一建物内20人以上49人以下		300円	600円	900円
		同一日に50人以上		270円	540円	810円
	その他の職員	同一建物内1人又は2人	週3回 1日1回	300円	600円	900円
		同一建物内3人以上9人以下		270円	540円	810円
		同一建物内10人以上19人以下		210円	420円	630円
		同一建物内20人以上49人以下		190円	380円	570円
		同一日に50人以上		160円	320円	480円
	その他の職員 （別に厚生労働 大臣が定める 状態の場合）	同一建物内1人又は2人	週の制限なし 1日1回	300円	600円	900円
		同一建物内3人以上9人以下		270円	540円	810円
		同一建物内10人以上19人以下		210円	420円	630円
		同一建物内20人以上49人以下		190円	380円	570円
		同一日に50人以上		160円	320円	480円
		同一建物内1人又は2人	週の制限なし 1日2回	600円	1,200円	1,800円
		同一建物内3人以上9人以下		540円	1,080円	1,620円
		同一建物内10人以上19人以下		380円	760円	1,140円
		同一建物内20人以上49人以下		345円	690円	1,035円
		同一日に50人以上		330円	660円	990円
その他の職員 （別に厚生労働 大臣が定める 状態の場合）	同一建物内1人又は2人	週の制限なし 1日3回	1,000円	2,000円	3,000円	
	同一建物内3人以上9人以下		900円	1,800円	2,700円	
	同一建物内10人以上19人以下		550円	1,100円	1,650円	
	同一建物内20人以上49人以下		480円	960円	1,440円	
	同一日に50人以上		450円	900円	1,350円	

【3】【加算】								
種別 / 算定単位		1割	2割	3割	種別 / 算定単位	1割	2割	3割
⑤ 24時間対応体制加算★ /月		680円	1,360円	2,040円	⑬-1 退院時共同指導加算 /退院退所時	800円	1,600円	2,400円
⑥緊急訪問看護加算 /日	(月14日目まで)	265円	530円	795円	⑬-2 特別管理指導加算 /退院退所時	200円	400円	600円
	(月15日目以降)	200円	400円	600円				
⑦長時間訪問看護加算 /週1回		520円	1,040円	1,560円	⑭退院支援指導加算 /退院退所時	600円	1,200円	1,800円
⑧-1 乳幼児加算 /日		140円	280円	420円	⑮訪問看護医療DX情報活用加算 /月	5円	10円	15円
⑧-2 乳幼児加算(別に厚生労働大臣が定める者に該当する場合) /日		180円	360円	540円				
⑨-1 特別管理加算 /月		250円	500円	750円	⑯在宅患者連携指導加算 /月	300円	600円	900円
⑨-2 特別管理加算 (うち、重症度等の高いもの) /月		500円	1,000円	1,500円	⑰訪問看護医療情報連携加算★ /月	100円	200円	300円
⑩在宅患者緊急時等カンファレンス加算 /月 2回限度		200円	400円	600円				
⑪看護・介護職員連携強化加算 /月		250円	500円	750円				
⑫特別地域訪問看護加算 /日		基本療養費の50%相当額						
【4】【その他療養費】								
種別 / 算定単位		1割	2割	3割	種別 / 算定単位	1割	2割	3割
①訪問看護情報提供療養費 1・2・3★ /該当月		150円	300円	450円	③-1 訪問看護ターミナルケア療養費 1★ /回	2,500円	5,000円	7,500円
②-1 訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ) /月		105円	210円	315円	③-2 訪問看護ターミナルケア療養費 2★ /回	1,000円	2,000円	3,000円
		令和9年6月～288円	令和9年6月～576円	令和9年6月～864円				
②-2 訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ) /月	※3円～108円の間で変動	※6円～216円の間で変動	※9円～324円の間で変動	④-1 訪問看護物価対応料 1/日の初日の訪問の場合	令和9年6月～12円	令和9年6月～24円	令和9年6月～36円	
				④-2 訪問看護物価対応料 1/日の2日目以降の訪問の場合	2円	4円	6円	
						令和9年6月～4円	令和9年6月～8円	令和9年6月～12円
								⑤訪問看護遠隔診療補助料★/日

【１】訪問看護基本療養費

- (１) 訪問看護基本療養費は、訪問看護を行う職員の資格により、金額が異なります。訪問看護基本療養費Ⅱは、同一日に同一建物（介護老人福祉施設、有料老人ホーム、高齢者専用賃貸住宅、マンションなどの集合住宅等）に入居または入所もしくは認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、小規模多機能型居宅介護（宿泊サービスに限る）等のサービスを利用）する複数の利用者に訪問看護を行った場合、週３日を限度として算定します。ただし、同一建物に居住する利用者様の人数や１月当たりの訪問日数によって、表３のとおり料金が異なります。
- (２) 訪問看護基本療養費Ⅰ・Ⅱのうち、悪性腫瘍の鎮痛療法若しくは化学療法を行っている利用者、真皮を越える褥瘡の状態にある利用者、人工肛門若しくは人工膀胱周囲の皮膚にびらん等の皮膚障害が継続又は反復して生じている状態にある利用者、または人工肛門若しくは人工膀胱のその他の合併症を有する利用者に対して、所定の専門研修を受けた看護師が、他の訪問看護ステーション又は利用者の在宅療養を担う保険医療機関の看護師若しくは准看護師と共同して訪問看護を行った場合は、表３のⅠⅡ共通に記載の金額を月１回限度として算定します。ただし、同一日に訪問看護管理療養費は算定しません。
- (３) 訪問看護基本療養費Ⅲは、入院中であって、在宅療養に備えて一時的に外泊をしている利用者に対して、主治医から交付を受けた訪問看護指示書に基づき訪問看護を行った場合、入院中１回（下記（３）《厚生労働大臣が定める疾病等》、後述〔３〕訪問看護管理療養費（３）（４）の特別管理加算の要件、のいずれかに該当する利用者の場合は２回）を限度として算定します。
- (４) 訪問看護基本療養費ⅠおよびⅡは、下記《厚生労働大臣の定める疾病等》、後述〔３〕訪問看護管理療養費（３）（４）の特別管理加算の要件、のいずれかに該当する利用者について、週４日以上算定ができます。

《厚生労働大臣の定める疾病等》

- ①末期の悪性腫瘍、②多発性硬化症、③重症筋無力症、④スモン、⑤筋萎縮性側索硬化症、⑥脊髄小脳変性症、⑦ハンチントン病、⑧進行性筋ジストロフィー症、⑨パーキンソン病関連疾患、⑩多系統萎縮症、⑪プリオン病、⑫亜急性硬化性全脳炎、⑬ライソゾーム病、⑭副腎白質ジストロフィー、⑮脊髄性筋萎縮症、⑯球脊髄性筋萎縮症、⑰慢性炎症性脱髄性多発神経炎、⑱後天性免疫不全症候群、⑲頸髄損傷、⑳人工呼吸器を使用している状態
- (５) 特別訪問看護指示書は、急性増悪等により、頻回の訪問看護が必要と主治医が判断した場合に、通常の訪問看護指示書に加えて交付されます。１月につき１回の指示で、１４日間まで訪問します。
- (６) １回の利用時間は、３０分以上１時間３０分以下を標準とし、１時間３０分を超えないものとします。ただし、「（８）長時間訪問看護加算」に該当する場合を除きます。

【２】訪問看護管理療養費

- (１) 訪問看護管理療養費は、サービスを提供するにあたり、安全な提供体制が整備されており、訪問看護計画および訪問看護報告書を主治医に提出し、計画的な管理を継続して行なった場合に、①または②の該当する方を訪問の都度に算定します。なお、同一建物に居住する利用者様の人数や１月当たりの訪問日数によって、表３の通り料金が異なります。

【３】各種加算

- ① 難病等複数回訪問加算は、難病等の場合や特別訪問看護指示書を受けて１日に複数回サービスを提供した場合に、表３に掲げる区分に従い、１日につき加算します。なお、同一建物に居住する利用者様の人数や１月当たりの訪問日数によって、表３の通り料金が異なります。
- ② 夜間（午後６時から午後１０時までの時間）又は早朝（午前６時から午前８時までの時間）に指定訪問看護を行った場合に所定額を加算します。
- ③ 深夜（午後１０時～午前６時までの時間）に指定訪問看護を行った場合に所定額を加算します。
- ④ 複数名訪問看護加算は、同時に複数の看護師等（１人以上は看護職員）によるサービスが必要な下記の状況にある利用者に対して、利用者またはそのご家族等の同意をいただいた上で、表３に掲げる区分に従い、週１回加算します。なお、看護補助者と同時にサービスを行う場合は週３回を限度に加算し、さらに下記①②③に該当する場合は、１日１回算定日のサービス回数に応じた額を加算します。なお、同一建物に居住する利用者様の人数によって、表３の通り料金が異なります。
- １人での看護職員によるサービス提供が困難である場合
- ①末期の悪性腫瘍等の利用者、②特別訪問看護指示期間中の利用者、③特別な管理を必要とする利用者、④利用者の行為によって１人が困難な場合
- ⑤ ２４時間対応体制加算は、利用者またはそのご家族等から電話等により看護に関する意見を求められた際に、常時対応できる体制を取っていて、かつ緊急時に訪問看護を必要に応じて行う体制にある場合に、利用者の同意を頂いた上で月１回加算します。
- ⑥ 緊急訪問看護加算は、利用者またはご家族の求めに応じて、主治医の指示により、当事業所が、緊急にサービスを提供した場合に、１日につき加算します。ただし、同一月に１４日目までの訪問の場合と１５日目以降の場合で、表３のとおり料金が異なります。
- ⑦ 長時間訪問看護加算は、後述⑨-１、⑨-２の特別管理加算の要件に該当する状態、特別訪問看護指示書に係る訪問看護を受けている状態のいずれかに該当する利用者への訪問看護が９０分を越えた場合に、週１日加算します。また、利用者が１５歳未満の超重症児または準超重症児、１５歳未満で特別管理加算の要件に該当する状態の場合は、週３回を限度に加算します。

- ⑧-1 乳幼児加算は、6歳未満の乳幼児に対し、当事業所がサービスを行なった場合に、1日につき所定額を加算します。
- ⑧-2 乳幼児加算（別に厚生労働大臣が定める者に該当する場合）は、以下に該当する状態である6歳未満の乳幼児に対し、当事業所がサービスを行なった場合に、1日につき所定額を加算します。

「厚生労働大臣の定める者」

（1）超重症児又は準超重症児 （2）前述の厚生労働大臣の定める疾病等の小児 （3）特別管理加算を算定する小児

- ⑨-1 特別管理加算は、以下に該当する状態にある利用者に対して計画的な管理を行った場合に、月1回加算します。
- （1）在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅人工呼吸指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理、在宅難治性皮膚疾患処理指導管理を受けている状態
- （2）人工肛門もしくは人工膀胱を設置している状態
- （3）真皮を越える褥瘡の状態
- （4）在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定
- ⑨-2 特別管理加算（重症度等の高いもの）は、以下に該当する状態にある利用者に対して計画的な管理を行った場合に、月1回加算します。
- （1）在宅麻薬等注射指導管理、在宅腫瘍化学療法注射指導管理または在宅強心剤持続投与指導管理もしくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態
- （2）気管カニューレもしくは留置カテーテルを使用している状態
- ⑩ 在宅患者緊急時等カンファレンス加算は、在宅での療養を行っているお客様の急変や診療方針の変更等に伴い、関係する医療従事者と共同で利用者宅に赴きカンファレンスを行い、共同で療養上必要な指導を行った場合に月2回を限度に加算します。
- ⑪ 看護・介護職員連携強化加算は、喀痰吸引や経管栄養が円滑に行われるよう、医師の指示の下喀痰吸引等を実施している介護職員等に対して必要な支援を行った場合に、月1回加算します。
- ⑫ 特別地域訪問看護加算は、当事業所または利用者宅のどちらかが厚生労働大臣が定める地域に所在し、当事業所の所在地から利用者宅までの移動にかかる時間が30分以上かかる場合、または当事業所の所在地から利用者宅までの往復にかかる時間及び指定訪問看護の実施に要した時間の合計が2時間30分以上である場合、基本療養費の50％に相当する額を加算します。
- ⑬-1 退院時共同指導加算は、保険医療機関の退院または介護老人保健施設、介護医療院の退所に当たって、入院中または入所中に、主治医等と当事業所の看護職員（准看護師を除く）が共同して在宅での療養上必要な指導を行った場合に加算します。
- ⑬-2 退院時共同指導加算を算定する利用者が特別管理加算の対象者である場合には、特別管理指導加算も併せて算定します。
- ⑭ 退院支援指導加算は、保険医療機関からの退院日に、当事業所の看護職員（准看護師を除く）が在宅で療養上の必要な指導を行った場合に、退院日の翌日以降初日の訪問看護の実施日に1回に限り訪問看護療養費に加算します。（但し、その間に利用者がお亡くなりまたは再入院した場合には、当該日に算定）
- ⑮ 訪問看護医療DX情報活用加算は、当事業所が以下の厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして届け出を行い、看護師等がオンライン資格確認により利用者の診療情報を取得等した上で訪問看護の実施に関する計画的な管理を行なう場合に算定します。

「厚生労働大臣が定める施設基準」

- （1）オンライン請求を行なっていること
- （2）オンライン資格確認を行なう体制が整っていること
- （3）医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得・活用して訪問看護を行うことについてステーションの見やすい場所に掲示していること
- （4）（3）の掲示事項について、原則ウェブサイトに掲載していること

- ⑯ 在宅患者連携指導加算は、医療関係職種間で月2回以上情報交換を行い、共有した情報を踏まえて利用者または家族に指導を行った場合に月1回加算します。
- ⑰ 訪問看護医療情報連携加算は、当事業所が厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして届け出を行い、看護師等が情報通信機器（ICT）の活用により地域の関係医療機関等と利用者の診療情報等を共有・活用した上で訪問看護の実施に関する計画的な管理を行う場合に算定します。

〔4〕その他療養費

- ① 訪問看護情報提供療養費は、1については利用者の居住地を管轄する市町村又は都道府県からの求めに応じて、2については保育所、幼稚園及び義務教育諸学校の求めに応じて、3については保険医療機関等へ、利用者の同意を頂いた上で、利用者に提供したサービスに関する情報を文書にて提供した場合に、該当月に1回算定します。

②-1 ベースアップ評価料（Ⅰ）

当事業所が下記の条件に該当する場合、訪問看護管理療養費（月初日の訪問）を算定する利用者1人につき月1回に限り算定します。

「ベースアップ評価料（Ⅰ）の算定条件」

- （1）別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届出をしていること
- （2）当該訪問看護ステーションに勤務する職員の賃金の改善に係る計画を作成し、改善を図る体制を構築していること
- （3）訪問看護管理療養費を算定していること

②-2 ベースアップ評価料（Ⅱ）

当事業所が下記の条件に該当する場合、訪問看護管理療養費（月初日の訪問）を算定する利用者1人につき月1回に限り算定します。

《ベースアップ評価料（Ⅱ）の算定条件》

- 〈1〉訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）を算定していること
 - 〈2〉当該訪問看護ステーションに勤務する職員の賃金の改善を図る体制にあると地方厚生局長等に決められた月に届け出ていること
医療保険の利用者割合により算定料が変わる為、毎年3、6、9、12月に訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）の算定式により新たに算出を行い、必要に応じて届出を行います。区分に変更がある場合は表3に示す通りの幅で金額が変動します。
- ③-1 訪問看護ターミナルケア療養費1は、在宅または特別養護老人ホーム等（看取り介護加算等の算定なし）でお亡くなりになられた利用者に対して、お亡くなりになられた日及び前14日以内に2回以上訪問看護を行い、かつ、訪問看護におけるターミナル支援体制について訪問看護計画を作成し利用者及び家族に対して説明し、同意を頂いた上で、ターミナルケアを行った場合に算定します。
- ③-2 訪問看護ターミナルケア療養費2は、特別養護老人ホーム等（看取り介護加算等の算定あり）でお亡くなりになられた利用者に対して、お亡くなりになられた日及び前14日以内に2回以上訪問看護を行い、かつ、訪問看護におけるターミナル支援体制について訪問看護計画を作成し利用者及び家族に対して説明し、同意を頂いた上で、ターミナルケアを行った場合に算定します。
- ④-1、2 訪問看護物価対応料は、当事業所が厚生労働省の定める基準（物価高騰下における医療機関・訪問看護ステーション等の経済財政運営に関する基準）に該当する場合、医療保険が適用される訪問看護サービスの提供を行った日に、1または2の該当する方を算定します。
- ⑤ 訪問看護遠隔診療補助料は、当事業所が厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして届け出を行い、看護師等が緊急に診療を要すると判断した主治医の指示に基づき、オンライン診療の補助（情報通信機器を用いた診療の補助）のために利用者の居宅を訪問して診療の補助を行った場合に算定します。

【４】サービス利用料金について（保険適用外）

表４ 保険適用外のサービス

区分		ご利用料金				適用となる場合
1. 保険適用外の看護 (消費税課税)		時 間 区 分	30 分 未 満	30 分 以 上 1 h 未 満	以 降 30 分 毎	①介護保険、医療保険利用者：90分を越えた場合（長時間訪問看護加算の算定時を除く） ②医療保険利用者：サービス提供の営業日以外の場合（医療保険と併用の場合は差額を算定） ③その他保険算定外となった場合
		日中帯：8時～18時	平日5000円	平日9000円	平日5000円	
			土日祝5500円	土日祝9900円	土日祝5500円	
		早朝帯：6時～8時 夜間帯：18時～22時	平日6250円	平日11250円	平日6250円	
			土日祝6875円	土日祝12375円	土日祝6875円	
		深夜帯：22時～翌6時	平日7500円	平日13500円	平日7500円	
土日祝8250円	土日祝14850円		土日祝8250円			
2. 死後の処置 (消費税課税)		1 回	10000円			訪問看護と連続して行われる場合（保険適用の訪問看護サービス利用者に限る）
3. キャンセル料		1 回	1000円			サービス利用当日のキャンセルの場合 ※前日の午前10時までに連絡頂ければ無料
4. 交通費	介 護	1 回 (※実施地域外のみ)	事務所から片道	5	km未満： 200円	※ 2 0 km以上の場合、1 km毎に 5 0 円加算します。
			事務所から片道	5 ～ 1 0	km未満： 300円	
	医 療	1 回	事務所から片道	1 0 ～ 1 5	km未満： 400円	
			事務所から片道	1 5 ～ 2 0	km未満： 500円	
5. 駐車場代		実費				ご利用者様宅に駐車スペースが無く、有料駐車場を使用した場合

※１．の金額について介護保険の料金をベースに改定を行なっております。

【適用となる場合の例】

● １． 保険適用外の看護②サービス提供の営業日以外の場合（保険併用時の差額算定）について

例) 日曜日が当事業所のサービス提供の営業日ではない場合の料金

・ 14：00～14：30利用（日中帯30分利用）

⇒医療保険の算定がない場合は、上表より全額自費5,500円となります。

医療保険の算定がある場合は、基本療養費（8,550円）の方が高いため、差額の自費分は発生しません。

・ 14：00～15：00利用（日中帯60分利用）

⇒医療保険の算定がない場合は、上表の該当する区分により全額自費9,900円となります。

医療保険の算定がある場合は、医療保険の利用者負担金に加えて、保険適用外の料金として差額9,900円－8,550円＝自費1,350円が発生します。

● １． 保険適用外の看護③その他保険算定外となった場合について

例) 医療保険利用者：複数回の訪問となった場合

・ 難病等複数回訪問加算の適用とならない利用者に対する1日2回目以降の訪問

・ 週3日の訪問限度がある利用者に対する週4日目以降の訪問

⇒保険算定が出来ないため「１．保険適用外の看護③その他保険算定外となった場合」として上表の該当する区分のご利用料金が適用となります。

【5】加算に関する同意の有無

利用者は、下記の加算に同意する場合には、〔 〕に丸印をご記入ください。

【介護保険】

- ☐ 緊急時訪問看護加算
- ☐ 複数名訪問加算
- ☐ 口腔連携強化加算
- ☐ 看護体制強化加算
-
- ☐ ターミナルケア加算
- 本書面と併せて、事業所からターミナルケアに係る計画及び支援体制についての説明を受けました。

【医療保険】

- ☐ 24時間対応体制加算
- ☐ 複数名訪問看護加算
- ☐ 訪問看護情報提供療養費加算
- ☐ 訪問看護医療情報連携加算
- ☐ 訪問看護遠隔診療補助料
-
- ☐ 訪問看護ターミナルケア療養費
- 本書面と併せて、事業所からターミナルケアに係る計画及び支援体制についての説明を受けました。

以 上

重要事項の説明日 年 月 日

当事業所は、利用者とのサービス契約の締結にあたり、上記のとおり重要事項の説明を行いました。

(事業所)

所在地	福岡県福岡市西区姪の浜 3 - 5 - 8 グリーンリーフ姪浜 1 階
事業所	ひより訪問看護ステーション
説明者	印

【6】個人情報使用同意書

利用者（及び代理人等）は、下記の内容に同意する場合には、〔 〕に丸印をご記入ください。

＜個人情報保護の趣旨＞

〔 〕 私（利用者及び代理人等）（以下「私」という。）や私の家族の個人情報については、下記の必要最小限の範囲で使用することを同意します。

＜個人情報利用範囲＞

利用者及びその代理人等の個人情報利用については、解決すべき問題や課題など、情報を共有する必要がある場合、及び以下の場合に使用させていただきます。

また、サービスの円滑な提供および関係機関との連携のため、クラウド型ICTシステムを用いて個人情報を記録・共有することがあります。

- 適切なサービスを円滑に行うために、連携が必要な場合の情報共有のため
- サービス提供に掛かる請求業務などの事務手続き
- サービス利用に関わる管理運営のため
- 緊急時の医師・関係機関への連絡のため
- ご家族及び後見人様などへの報告のため
- 当事業所サービスの維持・改善にかかる資料のため
- 当事業所の職員研修などにおける資料のため
- 法令上義務付けられている、関係機関（医療・警察・消防等）から依頼があった場合
- 損害賠償責任などにかかる公的機関への情報提供が必要な場合
- 特定の目的のために同意を得たものについては、その利用目的の範囲内で利用する
- 診療情報の提供・開示・訂正・利用停止に関して別に定めます
- 学生等の実習・研修協力（事前に確認し、私の同意を得る）

＜個人情報の保護＞

収集した私の個人情報は、保存方法、保存期間及び破棄処分については、適用される法律のもとに処分すること。

＜問い合わせ窓口＞

個人情報に関するお問い合わせは、各部署責任者または以下の窓口をご利用下さい。

個人情報保護相談窓口 管理者 岩室 沙弥香

サービス契約書

契約サービス

サービスの種類	訪問看護（医療保険・介護保険）
---------	-----------------

利用者と ひより訪問看護ステーション（以下、「当事業所」とします。）は、利用者に対して当事業所が提供する上記契約サービス（以下、「本サービス」とします。）について、次のとおり契約（以下、「本契約」とします。）を締結します。

第1条（契約の目的）

当事業所は、介護保険法および健康保険法等の関係法令および本契約に従い、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように、本サービスを提供するものとします。

第2条（契約期間）

1. 本契約の有効期間は、本契約締結日から要介護または要支援（以下、「要介護等」とします。）認定の有効期間満了日までとします。
- （2）医療保険適用の場合、契約締結日から1年間とします。
- （3）介護保険と医療保険の両方を適用する場合は期間の長い方を有効期間とします。
2. 本契約の有効期間満了日の7日前までに、利用者から契約終了の申し出がない場合には、本契約は要介護認定の更新後の有効期間満了日まで、同一の内容にて自動で更新されるものとし、その後も同様とします。

第3条（サービス内容）

本サービスは、介護保険法令および健康保険法令等に定めるサービス内容の中から、各種サービス計画等に基づき選択された内容にて提供されるものとします。本サービスの内容の詳細は、本契約の重要事項説明書に定めるとおりとします。

第4条（本サービス以外のサービス提供）

本サービス以外のサービスを提供する場合は、別途契約を締結することとします。

第5条（サービス利用料金）

1. 本サービスの利用料金は、本契約にかかわる介護保険法令等に定める介護報酬および医療保険の診療報酬に準拠した金額およびその他の費用となります。本サービスの利用料金の詳細および支払方法は、重要事項説明書に定めるとおりとします。
2. 本契約の有効期間中、介護保険法および健康保険法等の改正、または、その他の理由によるサービス利用料金の改定が必要となった場合には、改定後の金額を適用するものとします。この場合、当事業所は、法令等改正後速やかに利用者に対し、改定の施行時期および改定後の金額を通知し同意を得ます。

第6条（キャンセル）

利用者は、事前に当事業所に連絡することにより、予定されたサービスの利用をキャンセルすることができます。ただし、重要事項説明書に定めるところによりキャンセル料金を申し受ける場合があります。

第7条（利用者の解約権）

1. 利用者は、当事業所に対していつでも1週間以上の予告期間をもって解約を通知することにより、本契約を解約することができます。
2. 利用者は、当事業所が当事業所の責に帰すべき事由により本契約に違反した場合には、直ちに本契約を解約することができます。
3. 利用者が本条の規定に基づき本契約を解約する場合においても、利用者は既に提供を受けた本サービスの利用料金を支払う必要があります。

第8条（当事業所の解約権）

1. 当事業所は、事業所の廃止・縮小を実施する場合等で本契約の継続が困難となった場合には、利用者に対し、原則として1ヶ月前までに、その理由を記載した書面をもって通知することにより、解約をすることができます。
2. 当事業所は、利用者が正当な理由なく当事業所に支払うべきサービス利用料金を1ヶ月分以上滞納した場合には、1ヶ月以上の期間を定めてその支払いを催告し、期間満了までに支払わないときは、書面による通知をすることにより本契約を解約することができます。
3. 当事業所は、利用者または利用者の家族から当事業所やその職員の生命、身体、財産もしくは信用を傷つける等の法令違反またはそのおそれのある行為がなされる等により、利用者または利用者の家族との協力関係を保つことができなくなった場合等、本契約を継続し難い合理的な事情が認められる場合には、直ちに本契約を解約することができます。
4. 当事業所は、本契約を解約する場合においては、利用者の心身の状況および希望等に応じて他の同種サービス事業所等を紹介するよう努めるものとします。
5. 当事業所が本条の規定に基づき本契約を解約する場合においても、利用者は既に提供を受けた本サービスの利用料金を支払う必要があります。

第9条（契約の終了）

本契約は、次のいずれかに該当した場合、終了するものとします。

- （１） 利用者から第2条第2項に基づいた本契約を終了する申し出があり、契約期間が終了した場合
- （２） 第7条もしくは第8条に基づき本契約が解約された場合
- （３） 利用者が施設等に入所する等にて、1年以上にわたりサービスの提供がなく、その後の提供も予定されていない場合
- （４） 介護保険および医療保険の適用がなされなかった場合
- （５） 利用者が死亡した場合
- （６） 当事業所が介護保険サービス事業の指定を取り消された場合または事業を廃止した場合
- （７） 当事業所が本契約にかかる事業を譲渡または撤退した場合
- （８） 契約者が契約締結時に、その心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知などを行い、その結果、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

第10条（苦情対応）

- 1 利用者は、サービスに関して、いつでも、重要事項説明書に記載されている窓口に苦情を申し立てることができます。
- 2 当事業所は、苦情対応の相談責任者およびその連絡先を明らかにするとともに、苦情の申し立てまたは相談があった場合には、迅速かつ誠実に必要な対応を行います。
- 3 当事業所は、利用者からの苦情の申し立てを理由として、利用者に対して何らの不利益な取扱いはい行いません。

第11条（緊急時・事故発生時の対応）

1. 当事業所は、緊急時および事故発生時には人命救助を最優先とし、速やかな現場対応と連携・連絡を行います。連絡先、対応可能時間等の詳細は、重要事項説明書のとおりとします。
2. 当事業所は、サービスの提供に当たって利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害賠償をします。ただし、当事業所の責めに帰すべき事由によらない場合（予測や回避ができない事故や経年劣化による財産の破損滅失等の場合）には、この限りではありません。
3. 利用者は、利用者の責に帰すべき事由により、当事業所の設備または備品に対して通常の保守の程度を超える補修等が必要となる損害を与えたときは、その損害賠償の責任を負うものとします。また、利用者は、利用者の責に帰すべき事由により、当事業所、その職員または他の利用者の生命、身体、財産または信用に損害を及ぼした場合には、その損害賠償の責任を負うものとします。

第12条（天災等不可抗力）

1. 本契約の有効期間中、地震、噴火その他天災等、当事業所の責に帰すべからざる事由により、サービスを提供することができなくなった場合には、当事業所は、利用者に対してサービスを提供する義務を負わないものとします。
2. 前項の場合においても、利用者は既に提供を受けた本サービスの利用料金を支払う必要があります。

第13条（秘密保持）

1. 当事業所は、業務上で知り得た利用者および利用者のご家族に関する秘密および個人情報を、正当な理由がある場合を除いて、契約期間中および契約終了後、また職員においては退職後も第三者に漏らすことはありません。
2. 当事業所は、利用者および利用者のご家族に関する個人情報を「個人情報使用同意書」に従い適切に取り扱います。

第14条（利用者身元引受人）

1. 利用者ご家族代表等は、原則として利用者身元引受人とします。ただし、社会通念上、身元引受人を定めることができない相当の理由がある場合はその限りではありません。
2. 利用者身元引受人は、利用者と連帯して、当事業所に対する料金の支払いを含めた利用者の一切の債務（第5条第2項によりサービス利用料金が増額された場合の料金の支払いも含みます。）について、金20万円を極度額として※支払の責任を負うものとします。※利用者身元引受人の連帯保証責任の限度額を設定するものであり、利用者身元引受人は極度額を超えて連帯保証責任を負うことはありません。
3. 当事業所による利用者身元引受人に対する履行の請求は、利用者に対してもその効力を生じるものとします。

第15条（合意管轄）

本契約および個別契約に関する一切の紛争については、当事業所の本店所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第16条（契約外条項）

本契約および個別契約、ならびに介護保険法および健康保険法等その他の関係法令で定められていない事項は、介護保険法および健康保険法等その他の関係法令の趣旨を尊重し、利用者と当事業所の協議により定めます。

本契約を証するため、本書を2通作成し、お客様および会社双方が記名・押印の上、各1通を保有するものとします。

契約の締結日 年 月 日

(利用者)

私は、重要事項の交付、説明を受けてその内容および本契約内容に同意し、サービスの利用を申し込みます。

住所：

氏名： 印

連絡先：

家族の代表等（家族以外の利用者代理人および署名代行の場合も含みます。）

住所：

氏名： 印

続柄：

連絡先：

緊急時の

連絡先：

上記、「家族の代表等」の署名捺印欄への署名捺印に加えて、次の該当する項目全てに捺印ください。

印	利用者代理人	印	利用者の署名代行
	署名押印者が本契約の「利用者代理人」の場合、確認のため「家族の代表等」の署名捺印欄と同じ印鑑で左に捺印ください。		利用者が自署できないため代筆した場合、確認のため「家族の代表等」の署名捺印欄と同じ印鑑で左に捺印ください。

【事業者および事業所】

事業者	株式会社裕生堂
代表取締役	塚田 真二郎
上記代理人	ひより訪問看護ステーション 管理者 岩室 沙弥香 印